

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	令和6年度福岡国道管内道路・占用物件情報提供業務
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 福岡国道事務所長 金 井 仁 志 福岡市東区名島3丁目24-10
契 約 締 結 日	令和 6 年 4 月 1 日
契約の相手方の氏名及び住所	一般財団法人道路管理センター 東京都千代田区平河町1-2-10
契約金額 （消費税及び地方消費税含む）	¥6,169,900-
予定価格 （消費税及び地方消費税含む）	¥6,169,900-
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
備 考	

随意契約理由書

- 1 件 名 令和6年度福岡国道管内道路・占用物件情報提供業務
- 2 履 行 場 所 福岡市内における指定区間内の国道
- 3 随意契約の相手方 一般財団法人 道路管理センター
- 4 随意契約適用法令 会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号
- 5 当該業務の目的・内容及び随意契約に付する理由

1) 当該業務の目的

本業務は、道路管理システムを利用し、福岡国道事務所管内の福岡市域における道路占用許可、道路工事調整及び占用物件管理等に関する情報提供を受けることを目的とする。

2) 当該業務の内容

- 一、九州地方整備局が管理する道路を占有している占有物件に関し、その諸元の最新情報の提供を行うこと（画面表示及び帳票出力）
- 二、一般財団法人道路管理センターにおいて運用している、公益物件に係る「オンライン電子申請システム」を利用させること。
- 三、一般財団法人道路管理センターが情報として保有する、道路管理者及び各公益事業者の掘削工事の履歴及び計画の情報を提供すること（画面表示及び帳票出力）

3) 随意契約に付する理由

①「道路管理システム」は、電信電話、電力、ガス、上下水道等の多種多様な公益物件が輻輳している大都市において、道路空間の有効かつ適正な利用及び道路占用物件の管理の合理化を図るため、道路管理者（国、福岡市）及び関係公益事業者からなる参加者が道路や占用物件に関する最新の地理情報等を提供し、共同で使用するにより初めて成立するシステムであって、直轄国道が単独で運用が可能なシステムではない。

②一般財団法人道路管理センターは、道路空間の有効かつ適正な利用及び道路占用物件の管理の高度化に資する調査研究を行い、GIS技術を利用した

「道路管理システム」を開発、運用すること等を業務とする法人であって上記のシステム参加者が共同で利用する「道路管理システム」を管理し、同システムのデータベースの著作権を唯一有している法人である。

③公益事業者の占有物件情報（管径・出幅・深さ等）については、テロ防止の観点等から厳格なセキュリティが課されており外部には公開されていないが、「道路管理システム」構築のため一般財団法人道路管理センターへのみ提供されているものである。

したがって、福岡市内の占有物件等のデータベース情報の提供を受けるためには、一般財団法人道路管理センターと契約しなければ、契約の目的を達することができない。

このため本業務は、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、一般財団法人道路管理センターと随意契約を締結するものである。

（随意契約理由書作成者）

福岡国道事務所 管理第一課長